



# 島根県報

平成24年8月3日（金）

号外 第 117 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

## 告 示

## 島根県告示第466号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成24年8月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
県 道	松江木次線	松江市東忌部町2276番 1地先から同町2270番 1地先まで	前	メートル 5.00～ 9.00	メートル 208.00	松江県土整備 事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	13.50～ 22.50		
			後 B	13.50～ 22.50	185.00		
〃	〃	松江市東忌部町2412番 1地先から同町2413番 2地先まで	前	5.00～ 8.00	197.00	松江県土整備 事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	23.00～ 37.00		
			後 B	23.00～ 37.00	164.00		
〃	西郷布施線	隠岐郡隠岐の島町卯敷 高峯1092番地先から同 町卯敷トモツキ1042番 地先まで	前	11.10～ 31.50	160.00	隠岐支庁県土 整備局	交通安全工事 拡幅
			後	11.10～ 45.00	160.00		

## 島根県告示第467号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成24年 8 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	出雲大東線	雲南市加茂町神原1606番1地先から同地先まで	メートル 40.00	平成24年 8月10日	雲南県土整備事務所	
〃	仁摩邑南線	大田市仁摩町仁万町字西ヶ坪534番2地先から同562番3地先まで	80.00	平成24年 8月3日	県央県土整備事務所大田事業所	